

議案第61号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名 称	養父市左近山集落定住改善施設
所 地	養父市左近山134番地1
構 造	木造平屋建
延床面積	123.97平方メートル

2 譲渡の相手方



左近山区

区長 堀川 国義

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。